

町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

町田市特定公共物管理条例（平成13年12月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

別表第1（第8条関係）

別表第1（第8条関係）

種別	占用の内容	単位	占用料（円）
第1種	1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第2種の項第3号に掲げるものを除く。） 2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	<u>1, 125</u>
第2種	1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの 2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの 3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		<u>787</u>
第3種	1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの 2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設		<u>337</u>

種別	占用の内容	単位	占用料（円）
第1種	1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第2種の項第3号に掲げるものを除く。） 2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	<u>1, 075</u>
第2種	1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの 2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの 3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		<u>753</u>
第3種	1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの 2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設		<u>322</u>

置を目的とするもの		
第4種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの	<u>562</u>
第5種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの	<u>1,125</u>
第6種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの	<u>1,125</u>
第7種	第1種の項から第6種の項までに属さないもの	<u>1,125</u>

備考 略

別表第2（第8条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
1 電柱、電話柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,490</u>
	略		略
	第3種電柱		<u>3,080</u>
	略		略
	第2種電話柱		<u>2,140</u>
	略		略
	略		略
	地下電線その他	長さ1メートルにつき1年	<u>8</u>

置を目的とするもの		
第4種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの	<u>537</u>
第5種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの	<u>1,075</u>
第6種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの	<u>1,075</u>
第7種	第1種の項から第6種の項までに属さないもの	<u>1,075</u>

備考 略

別表第2（第8条関係）

占用の内容		単位	占用料（円）
1 電柱、電話柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,480</u>
	略		略
	第3種電柱		<u>3,070</u>
	略		略
	第2種電話柱		<u>2,120</u>
	略		略
	略		略
	地下電線その他	長さ1メートルにつき1年	<u>7</u>

	地下に設ける線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1, 300</u>
	略	略	略
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2, 610</u>
	略	略	略
2 水道管、 下水道管、 ガス管その他これらに類する管類	略	長さ1メートルにつき1年	略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>120</u>
	略		略
3 鉄道、軌道その他これらに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2, 610</u>
4 歩廊その他これに類する施設			<u>1, 400</u>
5 地下街、 地下室及び通路その他これ	略 その他のもの		略 <u>2, 610</u>

	地下に設ける線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1, 290</u>
	略	略	略
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2, 580</u>
	略	略	略
2 水道管、 下水道管、 ガス管その他これらに類する管類	略	長さ1メートルにつき1年	略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>110</u>
	略		略
3 鉄道、軌道その他これらに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2, 240</u>
4 歩廊その他これに類する施設			<u>1, 320</u>
5 地下街、 地下室及び通路その他これ	略 その他のもの		略 <u>2, 240</u>

に類する 施設		
略	略	略
8 標識	1本につき1年	<u>2, 140</u>
略	略	略
11 太陽光発電設備及び風力 発電設備	占有面積1平方 メートルにつき 1年	<u>2, 610</u>
略	略	略

備考 略

に類する 施設		
略	略	略
8 標識	1本につき1年	<u>2, 120</u>
略	略	略
11 太陽光発電設備及び風力 発電設備	占有面積1平方 メートルにつき 1年	<u>2, 000</u>
略	略	略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。